

魚沼民商だより

2017年
11月 20日
第2079号

発行 新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail:umisyo@rose.ocn.ne.jp
NO. 6606 P. 1/1

経営力アップ交流 会員同士で賑やかに交流

先週十一日の日曜日、六日町の

中手原「ペニシヨンわかい」さんを会場に魚沼民商主催の経営力アップ交流会を開催し、総勢十七名の参加で賑やかな交流会となりました。

地元役員の今井支部長の進行、そして高橋会長の開会挨拶から始まり早速今自分の商売について『強み・弱み・チャンス・脅威』等をシートに従って記入し、整理した上でそれぞれの現在の商売の環境や対応策について語つてもらいました。その上で参加者から別角度からの前向きな提案も出していただきました。



ペニシヨン・旅館を営む塩沢から参加した会員は、スキー客をどうのうにアピールしながら確保不足を運んでいらっしゃるか、また、オフシーズンの活用についてのアイディアを生かしながら東京等営業に出向いて日頃努力している様子を語る中で、苦労している部分も率直に話をしていました。集まつた会員から、スキー客の年齢を思い切つて絞った対応などの提案などヒントにつながりうるアドバイスをいただいていました。

ペニシヨン・旅館を営む塩沢から参加者は、「これから商売を継続させるためのちょっとした刺激になつたのではないかと思います。いずれにしても、新たな挑戦にはそこに踏み切る勇気・決断はかかせません。
第一部の懇親会もさう」、お酒も入つてヒートアップして賑やかな交流のひとときとなりました。

電話すれば、裁判取り下げ料と称して金額を請求してくるのは目に見えています。電話はしないようにして下さい。
何かと忙しい時期になつて来ますので「オレオレ詐欺」「はがき詐欺」など注意下さい。

法律相談のお知らせ

日 時 12月 14日(木)
午後1時より

会 場 民商事務所
加賀谷 達郎 先生
(新潟合同法律事務所)

弁護士 相談料 3,000円

※事前の予約制です。早めに民商事務所までご連絡ください。

魚沼民商管内宅に「はがき誘導による詐欺」郵送(はがき)が届いています。題目は『総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』と称し、出所は、法務省管轄支局 国民訴訟通達センター で住所は東京都千代田区霞が関3丁目1番7号とあたかも公的な機関であるかのようにみせかけています。

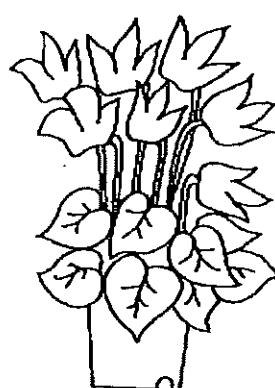


もとに内容は、「貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴訟が提出された事をご通知します。・・略・・裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願ひ致します。裁判取り下げのご相談に関しましては当局にて受け給わっておりますので、職員までお問い合わせ下さい。・・略・・

とあり、その窓口電話番号と最終期日(実に短い)、受付時間が印字されています。

共済会員未加入者も500円で受診できますが、共済会員になれば無料で受けることが出来ます。未加入者の人は是非、助け合いの民商共済会に加入して下さい。ひとり一口千円です。

加入対象となるのは、会員本人、配偶者、同居家族、従業員です。加入についてや詳しいことについては、お近くの役員までおたすね下さい。



大腸ガン検診申し込み
昨年を上回る

大腸ガン検診の受付を締め切りましたが、今年は昨年の百六十名からさらに上回る百八十四名の申し込みがありました。

この一十月(月)には、班長さん、支部長さんが回収しますので申し込みの皆さん、お忘れずに!

